

太平洋セメントグループ人権方針

太平洋セメントグループ（以下、当社グループ）は、人権・多様性を尊重した事業活動は持続可能な社会形成のために不可欠であり、当社グループの事業活動の基盤となるものであるとの考えに基づき、人権尊重の取り組みをグループ全体で推進し、その責務を果たしていく指針として、「太平洋セメントグループ人権方針」（以下、本方針）をここに定めます。

1. 本方針の位置づけ

当社グループは、国連が提唱する「ビジネスと人権に関する指導原則」、国際人権章典、「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」等の人権に関する国際規範を支持し尊重します。また、国連グローバルコンパクトの署名企業として、「国連グローバルコンパクトの 10 原則」を支持し尊重します。なお、当社グループは、事業活動を行うすべての国および地域で適用される法令・規制を遵守します。国際的に認められた人権と国および地域の法令・規制に矛盾がある場合には国際的な人権原則を尊重するための方法を追求します。

本方針は、当社グループの経営理念および行動指針の下位に位置付けられます。

2. 本方針の適用範囲

本方針は、当社グループのすべての役員および従業員（従業員には、出向受入者、嘱託、派遣社員等、当社の指揮・監督下において業務に従事しているすべての者が含まれます）に適用します。また、当社グループの事業に関わるすべてのステークホルダーの皆様にも、本方針を理解し支持していただくことを期待します。

3. 人権課題に関するコミットメント

当社グループは、以下の事項を含む国際的に認められた人権を保護、尊重するとともに、あらゆる人権侵害に加担しません。

(1) 差別の禁止

あらゆる事業活動において、人種、国籍、民族、信条、宗教、社会的身分、出身地、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、学歴、結婚の有無等に関する一切の差別を行いません。

(2) ハラスメントの禁止

身体的、精神的であることを問わず個人の尊厳を脅かす様々なハラスメント（セ

クシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントおよび妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等）を行うことを一切認めません。

(3) 強制労働、人身売買の禁止

すべての国および地域において一切の強制労働を行いません。また、債務労働や人身売買等のいかなる形態の現代奴隷も認めません。

(4) 児童労働の禁止

すべての国および地域において、その国および地域の法令で就業年齢に達しない一切の児童労働を行いません。また、若年労働者を、危険有害労働に従事させません。

(5) 労働安全衛生と適切な労働環境

従業員の安全と保安および健康の確保が企業の存立の基盤をなすものという基本理念のもと、安全保安活動を推進し、心身ともに安心して働くことができる安全かつ健康的な作業環境の確保に積極的に取り組みます。

(6) 労働時間と賃金

事業活動を行うすべての国および地域において法令を遵守し、適正な労働時間、休日、休暇と適切な生活水準を確保できる公正な賃金の管理に取り組みます。

(7) 結社の自由および団体交渉の保障

事業活動を行うすべての国および地域の法令や労働協約に則り、結社の自由および団体交渉権を尊重します。

(8) 地域住民・先住民族の権利

事業活動を行うすべての地域における住民の土地の権利、水へのアクセス、安全、健康、先住民の権利などを尊重します。また、ステークホルダーとの継続的な対話と協議を行い、ステークホルダーの状況を理解し、ステークホルダーに対し潜在的または実際の人権への影響を及ぼす可能性があるものについて対処できるよう有意義な措置を行います。

4. 人権ガバナンス体制

本方針の遵守状況の確認、人権課題に対する取組方針の作成および取り組みの進捗確認等は、太平洋セメント株式会社の取締役会直属のサステナビリティ経営委員会が担います。また、重要案件については取締役会に報告され、取締役会によって監督されま

す。

5. 人権デューデリジェンス

当社グループは、さまざまなステークホルダーの人権に対する負の影響を特定し、防止または軽減を図るための人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。また、それらの取り組みの実績や効果の把握に努めます。

6. 是正および救済

当社グループが事業活動において人権への負の影響を及ぼした場合、またはこれに関与したことが明らかになった場合は、適切な手続きを通じてその是正および救済に取り組めます。また、当社グループにおいて人権への負の影響を与える行為があった場合の通報・相談体制づくりに取り組めます。

7. ステークホルダーとの対話

当社グループは、本方針に基づく人権への取り組みを、外部の専門知識を活用するとともに、さまざまなステークホルダーとの対話を通じて、人権課題の理解や改善・解決に努めます。

8. 教育

当社グループは、本方針がすべての事業活動において反映され、効果的に実行されるよう、すべての役員および従業員に対し適切な教育を行っていきます。

9. 情報開示

当社グループは、人権尊重の取り組みやその進捗状況に関する情報について、ウェブサイトや報告書等を通じて適切に開示します。

本方針は、人権に関する専門家の支援を受けて策定し、太平洋セメント株式会社の取締役会において承認されました。

2025 年 3 月 31 日
太平洋セメント株式会社
代表取締役社長 田浦 良文